

dip

Labor force solution company

第26期 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス感染防止のための 当社対応について

新型コロナウイルス感染症拡大の状況等により、本定時株主総会の運営に変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.dip-net.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご出席の際は必ずご確認ください。

ディップ株式会社

証券コード：2379

開催日時

2023年5月24日（水曜日） 午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所

東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー49階
六本木アカデミーヒルズ「タワーホール」

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度決定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式割当てのための報酬決定及び改定の件

事前の議決権行使期限 2023年5月23日（火曜日）午後6時30分まで
事前質問受付期限 2023年5月23日（火曜日）午後6時30分まで

The logo for 'dip' is written in a bold, lowercase, sans-serif font. To the left of the text, there are decorative orange and blue circular elements.

Labor force solution company

“フィロソフィーのもと、 持続的な成長と企業価値を向上”

代表取締役社長 兼 CEO

富田 英揮

Tomita Hideki



株主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は「私たちdipは夢とアイデアと情熱で社会を改善する存在となる」という企業理念のもと、誰もが働く喜びと幸せを感じられる社会の実現を目指し、様々な社会課題への挑戦を続けています。

昨年より物価上昇が続く中、当社は2021年より採用コンサルタントが求職者に代わり顧客企業へ給与引き上げ等を提案し、「働く人の待遇向上」を図る「ディップ・インセンティブ・プロジェクト」を継続展開しており、その結果「バイトル」に掲載された求人案件の平均時給が着実に上昇し、多くのユーザーおよび顧客企業の支持を集めています。

また「Labor force solution company」のビジョン実現に向け開始したDX事業につきましても、開発強化による商品ラインナップの拡充、カスタマーサクセス体制の強化により、導入社数・売上高ともに高成長を続けています。

26年目を迎える当期は、「THINK BIG」をテーマに掲げています。限界を超え、可能性を信じて、大胆に考えるように促し、新たな当社の未来を創造していく所存です。

今後も変わらぬフィロソフィーのもと、人材サービスとDXサービスの両軸で労働市場の諸課題を解決し、持続的な成長と企業価値向上に努めてまいります。

皆様には引き続きご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

dipのフィロソフィー

企業理念

私たちdipは **夢 と アイデア と 情熱** で
社会を改善する存在となる

ビジョン

Labor force solution company

人材サービスとDXサービスの提供を通して、労働市場における諸課題を解決し、誰もが働く喜びと幸せを感じられる社会の実現を目指します。

ブランド ステートメント

One to One Satisfaction

一人ひとりに寄り添う、「ユーザーファースト」なサービスを追求します。
私たちのビジネスに関わる全ての人々にとって、「満足度No.1」を実現します。
「人が全て、人が財産」の信念のもと、「社員幸福度No.1」を目指します。

dip WAY

dream

自ら夢を持ち、語り、夢の実現に努力する。
私は決して途中で諦めない。

idea

アイデアは成長、発展の源である。多様性に溢れた自由闊達な社風をつくり、イノベーターとして価値あるサービスの創造を追求する。

passion

まず自らが熱くなり、周りを熱くする。惜しげなく誉め、共に喜び、悩み、励まし、語り合う。
チームワークとリーダーシップで一致団結して勝利を勝ち取る。

ファウンダーズ スピリット

① ピンチはチャンス

どんな困難も、“発想の転換”でチャンスに変える。
たとえチャンスであっても、油断はしない。
ものごとをあらゆる角度から俯瞰し、自ら道を切り拓く。

② チャレンジし続ける

どんな状況下でも、失敗を恐れず、果敢に挑戦し続ける。
ベンチャー精神のもと、イノベーターとして、
社会の問題点を解決する。

③ 最後まで諦めない

強い意志と行動力で、途中で決してあきらめない。
やり遂げることで失敗しても、そこから学び、
より大きな成果を出す。

④ 期待を超える

言われたことをただ受け入れるだけでなく、
“考え抜き”、価値あるアイデアを創造し、
周囲の期待を超え、自ら高い成長を実現する。

⑤ 仕事、人生を楽しむ

仕事もプライベートも楽しみ、
心身ともに充実した、幸せな人生を送る。

⑥ 自らがdipを創る

理念のもとに集まる社員一人ひとりが、
強い主体性を発揮し、
新しいdipの未来を築いてゆく。

(証券コード 2379)

2023年5月2日

(電子提供措置の開始日 2023年5月2日)

株 主 各 位

東京都港区六本木三丁目2番1号
デ イ ッ プ 株 式 会 社
代表取締役社長 兼 CEO 富 田 英 揮

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.dip-net.co.jp/ir/general-meeting>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2379/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東京上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使いただくことが可能ですので、株主総会参考書類の内容をご検討いただき、議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイトにおいて賛否をご入力されるか、いずれかの方法により、2023年5月23日（火曜日）午後6時30分までに到着するよう議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2023年5月24日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー49階
六本木アカデミーヒルズ「タワーホール」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
- 第26期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）
事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結
計算書類監査結果報告の件
 - 第26期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する
業績連動型株式報酬制度決定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する
譲渡制限付株式割当てのための報酬決定及び改定の件

4. 招集にあたっての決定事項

5頁及び6頁【インターネット等による議決権行使のご案内について】をご参照ください。

以上

電子提供措置事項のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにもその旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内について

インターネット等による議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使サイトにアクセスしていただき、画面の案内に従って、行っていただきますようお願いいたします。

行使期限

2023年5月23日（火曜日）午後6時30分まで

QRコードを読み取ってログインする方法



「ログイン用QRコード」を読み取っていただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」を入力せずにログインすることができます。

1 QRコードを読み取る



議決権行使書副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2 議決権行使方法を選択

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選択

全ての議案について同一の賛否を入力される場合「確認画面へ」をクリック

議案について個別に賛否を入力される場合「賛否行使画面へ」をクリック

3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

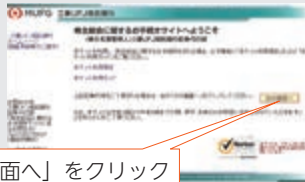
※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
※議決権行使書はイメージです。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）
株式会社「C」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」のご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権を行使いただけます。



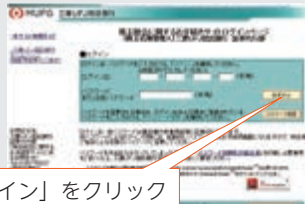
ログインID・仮パスワードを入力してログインする方法

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



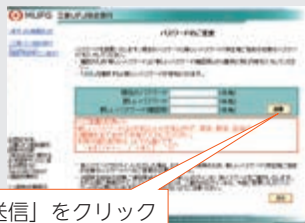
「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方に入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>



●ご注意

- (1) 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またスマートフォン、パソコンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (3) 議決権行使書において、議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとさせていただきます。
- (4) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。

●招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、スマートフォンまたはパソコンにより議決権行使サイトでお手続きください。

【議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

 **0120-173-027**

(通話料無料、受付時間：午前9時～午後9時)

ライブ配信のご視聴のご案内

当社の株主総会の様子を会場外からご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信（以下「本ライブ配信」）を実施いたします。ご視聴にあたっては、以下の事項をご確認くださいませようようお願い申し上げます。

1. 配信日時

2023年5月24日（水曜日） 午前10時～株主総会終了時刻まで

※ライブ配信ページは、同日の午前9時30分頃に開設予定です。

2. ご視聴の手続き

- （1）「株主様専用ウェブサイト」にアクセスしてください。なお、当社ウェブサイトからもアクセスすることができます。

■株主様専用ウェブサイト

<https://www.virtual-sr.jp/users/dip2023/login.aspx>



■当社ウェブサイト

<https://www.dip-net.co.jp/>



- （2）ログイン画面に以下のIDとパスワードをご入力の上、ログインしてください。

ID 株主番号（議決権行使書用紙右下に記載の8桁の半角数字）

パスワード 郵便番号（株主様のご登録住所の郵便番号7桁の半角数字）

3. 株主総会へのコメントについて

- （1）本ライブ配信を視聴しながらテキストをご入力いただく方法にてコメントをお寄せいただくことが可能です。なお、コメント文字数は300文字以内とさせていただきます。
- （2）コメントは、株主総会または後日当社ウェブサイトにて、ご紹介またはご回答させていただきます。
- （3）株主総会の目的事項に関しないコメント等、コメントの内容によってはご紹介及びご回答いたしかねる場合があります。

4. ご視聴にあたっての注意事項

- (1) 本ライブ配信をご視聴いただけるのは、当社株主名簿（2023年2月28日現在）に記載された株主様のみとさせていただきます。当該株主様以外のご視聴はご遠慮ください。
- (2) 本ライブ配信をご視聴いただいても、会社法で定める出席には当たりません。また、本ライブ配信においては、議決権行使や会社法上のご質問、動議をお受けすることはできません。
- (3) 本ライブ配信の実施体制には万全を期しておりますが、通信環境の変動やシステム障害等の不測の事態により、映像や音声の乱れ、中継の一時中断などが発生する場合がありますほか、場合によっては、本ライブ配信を中止することがありますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 本ライブ配信のご視聴に要する通信機器類やインターネット接続、通信等にかかる一切の費用は、株主様のご負担とさせていただきます。
- (5) 通信環境の変動やシステム障害等により株主様が受けた不利益については、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- (6) 万が一何らかの事情により本ライブ配信を実施しない場合は、「2. ご視聴の手続き」に記載の「株主様専用ウェブサイト」にてお知らせいたします。

5. ご視聴にあたってのお困りごと

「株主様専用ウェブサイト」にログインができない等、ご視聴にあたってお困りの場合は、以下のお問い合わせ先電話番号までお電話いただきますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

株式会社Jストリーム 株主様専用コールセンター

電話番号：050-3187-7887

受付時間：2023年5月24日（水曜日）午前9時30分～午後1時30分

※株主総会の内容に関するご質問にはお答えできません。

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させるため、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。また、経営の効率を高め、機動的な意思決定を可能とするため、業務執行取締役への権限委任に関する規定を新設するものであります。その他、所要の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第18条 (条文省略)	第1条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第19条 (条文省略)	第19条 (現行どおり)
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第20条 当社の取締役は、 <u>12名以内とする。</u>	第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、 <u>11名以内とする。</u>
(新設)	<u>2. 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、5名以内とする。</u>
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第21条 取締役は、 <u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u>
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。	3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(代表取締役、役付取締役及び最高経営責任者)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p>	<p>(代表取締役及び最高経営責任者)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p>
<p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p>
<p>4. 取締役会は、その決議によって、代表取締役の中から最高経営責任者(CEO)を選定することができる。</p>	<p>3. 取締役会は、その決議によって、代表取締役の中から最高経営責任者(CEO)を選定することができる。</p>
<p>第24条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p>
<p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p>
<p>第26条 (条文省略)</p>	<p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p>
<p>第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p>	<p>第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第32条 当社は、<u>監査役及び監査役会</u>を置く。</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第33条 当社の監査役は、<u>4名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>3. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員</u>とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の設置)</p> <p>第33条 当社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第34条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第35条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</p>	<p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第36条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。</p>
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第39条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第37条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第40条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第38条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の責任軽減等)</p> <p>第42条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第43条～第45条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第39条～第41条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第47条～第49条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第43条～第45条 (現行どおり)</p>
	<p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>1. 当社は、第26期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 第26期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第42条第2項の定めるところによる。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行し、現取締役6名（うち社外取締役3名）は定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名（うち社外取締役3名）の選任を付議するものであります。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

なお、本議案に関しましては、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会の答申を踏まえております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における 地位・担当	取締役会出席率 (出席回数/開催回数)
1	再任 富田英揮 とみ た ひで き 富 田 英 揮	代表取締役社長 兼 CEO (最高経営責任者)	100% (13回/13回)
2	再任 志立正嗣 し だち まさ つぐ 志 立 正 嗣	代表取締役COO (最高執行責任者)	100% (13回/13回)
3	再任 馬渕邦美 ま ぶち くに よし 馬 渕 邦 美	取締役	100% (13回/13回)
4	再任 竹内香苗 たけ うち か なえ 竹 内 香 苗	取締役	100% (10回/10回)
5	新任 しま だ ゆ か 島 田 由 香	—	—

- (注) 1. 取締役候補者竹内香苗氏は、2022年5月24日開催の第25期定時株主総会で取締役に新たに選任され同日就任しておりますので、同日以降の当事業年度中の取締役会の出席回数を記載しております。
2. 当社は、年齢・性別による無意識なバイアスを解消し、多様な就業機会の創出をマテリアリティの一つとして取り組んでおります。本議案におきましても、各候補者に記載の選任理由により取締役としてふさわしい候補者かをご判断いただきたく、年齢及び性別の表記を省略しております。



候補者番号

1

とみ た ひ で き
富田 英揮

再任

取締役候補者とした理由

富田英揮氏は、当社創業者として、当社が展開するすべての事業の立ち上げ、運営に関わり、当社事業に最も精通する人物として、当社における豊富な業務執行経験を有しております。具体的には、新鮮でどこよりも豊富な求人情報の質にこだわり、職場紹介動画など他社にない独自のサービスを展開しユーザーの期待を超える施策を実現しております。特に2021年12月より、営業社員が顧客企業に、時給の引き上げや採用時のお祝い金の支給などを提案しサイト上に掲載する「ディップ・インセンティブ・プロジェクト」を発案し、強く推し進めております。このように、当社代表取締役社長 兼 CEO（最高経営責任者）として強いリーダーシップを発揮し、成長を主導しております。

当社が引き続き持続的な企業価値向上を目指すに当たり適任と判断したため、当社取締役候補者いたしました。

略歴、当社における地位、担当

1990年 4月	株式会社地産入社
1992年 5月	株式会社フォーラム入社
1997年 3月	当社設立 代表取締役社長
2006年 3月	当社代表取締役社長 兼 CEO（現任）
2018年 5月	DIP America, Inc. President（現任）

生年月日
1966年9月5日

所有する当社株式の数
59,100株

当社における地位・担当
代表取締役社長 兼 CEO
(最高経営責任者)

取締役会出席率
(出席回数/開催回数)
100%
(13回/13回)



候補者番号

2

し だ ち ま さ つ ぐ
志立 正嗣

再任

取締役候補者とした理由

志立正嗣氏は、多角的に事業を展開するヤフー株式会社（現 Zホールディングス株式会社）において、インターネット広告を始めとするマーケティング分野を中心に多くのデジタル事業部門の責任者を歴任しており、当社の事業展開に必要なインターネット関連の高い知見を有しております。日本の労働市場では、デジタル技術の活用が遅れによる労働生産性の低下などの課題がありますが、その高い知見により最新のテクノロジーを駆使し、求職者と顧客企業のマッチングの精度とスピードを大きく向上させ、営業活動及びプロモーション投資の効率化を推進しております。また、2019年5月より、当社社外取締役として適時、適切な助言を行い、2020年7月からは取締役COO（最高執行責任者）に就任し、強いリーダーシップを発揮して経営を統括しております。

当社が引き続き持続的な企業価値向上を目指すに当たり適任と判断したため、当社取締役候補者となりました。

略歴、当社における地位、担当

1991年 4月 凸版印刷株式会社入社
 1998年 11月 ヤフー株式会社（※）入社
 2012年 4月 同社執行役員
 2017年 4月 株式会社IDCフロンティア代表取締役社長
 2019年 4月 ヤフー株式会社（※）コーポレートグループCIO
 一般社団法人ウーマンイノベーション（現 一般社団法人HAPPY WOMAN）顧問（現任）
 2019年 5月 当社社外取締役
 アダプティブ株式会社顧問（現任）
 2019年10月 RadarLab株式会社顧問（現任）
 2020年 7月 当社取締役COO
 2022年 3月 当社代表取締役COO 兼 CIO（最高情報責任者）兼 商品開発本部長
 2023年 2月 当社代表取締役COO 兼 CIO 兼 商品開発本部長 兼 DX事業本部長
 2023年 4月 当社代表取締役COO 兼 CIO
 2023年 5月 当社代表取締役COO（現任）

（注）ヤフー株式会社（※）は、現 Zホールディングス株式会社であります。

生年月日

1968年1月2日

所有する当社株式の数

108,800株

当社における地位・担当
代表取締役COO
(最高執行責任者)

取締役会出席率

(出席回数/開催回数)

100%

(13回/13回)



候補者番号

3

ま ぶ ち く に よ し
馬 淵 邦 美

再任

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

馬淵邦美氏は、グローバル企業を含む複数の事業会社の経営者として豊富な経営経験と高い見識に基づくコーポレート・ガバナンス体制の強化を推進しております。また、デジタルマーケティングやAI/メタバース、web 3等の最新のテクノロジーに関する豊富な経験及び高い知見を有しております。社外取締役としての監視・監督機能の他に、今後、引き続き企業経営の豊富な経験を生かした経営体制の透明性の確保やマーケティング及びテクノロジー領域の助言・提言を期待しております。

当社が引き続き持続的な企業価値向上を目指すに当たり適任と判断したため、社外取締役候補者いたしました。

なお、同氏は、現在当社の社外取締役であります。取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年となります。

生年月日
1965年10月14日

所有する当社株式の数
0株

当社における地位・担当
取締役

取締役会出席率
(出席回数/開催回数)
100%
(13回/13回)

重要な兼職の状況

株式会社マクアケ社外取締役

一般社団法人Metaverse Japan 共同代表理事

ポート株式会社社外取締役（監査等委員）

略歴、当社における地位、担当

1995年 4月	Sapient Corporation入社
1998年 6月	株式会社DOE 代表取締役社長
2009年 2月	ディーディービー・ジャパン株式会社取締役
2012年 3月	オグルヴィ・ワン・ジャパン株式会社（現 ジオメトリー・オグルヴィ・ジャパン合同会社）代表取締役社長 ネオ・アット・オグルヴィ株式会社（現 ジオメトリー・オグルヴィ・ジャパン合同会社）代表取締役社長
2016年 2月	フライシュマン・ヒラード・ジャパン株式会社入社
2018年 7月	Facebook Japan株式会社 Director
2018年 9月	ポート株式会社社外取締役
2019年12月	株式会社マクアケ社外取締役（現任）
2021年 5月	当社社外取締役（現任）
2022年 3月	一般社団法人Metaverse Japan 共同代表理事（現任）
2022年 6月	ポート株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）



候補者番号

4

たけ うち か なえ
竹内 香苗

再任

生年月日

1978年9月14日

所有する当社株式の数
0株当社における地位・担当
取締役取締役会出席率
(出席回数/開催回数)
100%
(10回/10回)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

竹内香苗氏は、報道番組のキャスターや経営者へのインタビュアー等の豊富な経験を通じて、女性活躍推進を含む幅広い分野の社会課題に関する高い知見を有しております。取締役会では、豊富な経験から醸成された客観的な視点から、コンプライアンスやリスクマネジメントに関する指摘・提言を行い、取締役会の議論の活性化に貢献しております。社外取締役としての監視・監督機能の他に、今後、引き続き社会課題に関する豊富な見識を生かし、当社が取り組む社会課題に関しての有効な助言や、コンプライアンスやリスクマネジメントの強化に向けた助言・提言を期待しております。

当社が引き続き持続的な企業価値向上を目指すに当たり適任と判断したため、社外取締役候補者となりました。

同氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由に加え、他社での社外取締役としての実績もあることから、職務を適切に遂行できるものと判断しております。

なお、同氏は、現在当社の社外取締役であります。取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年となります。

重要な兼職の状況

SBIホールディングス株式会社社外取締役

略歴、当社における地位、担当

2001年 4月 株式会社東京放送（現 株式会社TBSテレビ）入社
2012年 11月 フリーアナウンサーとして独立
2020年 6月 SBIホールディングス株式会社社外取締役（現任）
2022年 5月 当社社外取締役（現任）



候補者番号

5

しまだ ゆか
島田 由香

新任

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

島田由香氏は、グローバル企業での人事総務責任者として、組織文化の構築支援を推進してきております。また、経営者として広く日本企業や社会へのウェルビーイング（健康かつ健全な心と身体である状態）の浸透に取り組んでおり、ウェルビーイングに関する豊富な経験及び高い知見を有しております。社外取締役としての監視・監督機能の他に、現在そして今後も多くの人材を採用し、持続的な成長を継続するためにも、健康経営や当社が従業員の幸福度を高める取り組みに関して有効な助言・提言を期待しております。

当社が引き続き持続的な企業価値向上を目指すに当たり適任と判断したため、社外取締役候補者となりました。

生年月日
1973年7月17日

所有する当社株式の数
0株

当社における地位・担当
—

取締役会出席率
(出席回数/開催回数)
—

重要な兼職の状況

株式会社YeeY代表取締役

一般社団法人HAPPY WOMAN顧問/一般社団法人dialogue代表理事

合同会社NOTONO代表社員

アステリア株式会社CWO（最高ウェルビーイング責任者）

一般社団法人日本ウェルビーイング推進協議会代表理事

略歴

1996年 4月 パナソニック株式会社入社
2002年 6月 GEジャパン株式会社（現ゼネラル・エレクトリック・ジャパン・ホールディングス株式会社）入社
2008年 8月 ユニリーバ・ジャパン・ホールディングス株式会社（現ユニリーバ・ジャパン・ホールディングス合同会社）入社
2014年 4月 同社取締役 兼 人事総務本部長
2017年 2月 株式会社YeeY共同設立 代表取締役（現任）
2019年 5月 一般社団法人ウーマンイノベーション（現一般社団法人HAPPY WOMAN）顧問（現任）
2020年11月 一般社団法人dialogue設立 代表理事（現任）
2021年10月 ユニリーバ・ジャパン・ホールディングス合同会社人事総務本部長
2022年 4月 合同会社NOTONO 代表社員（現任）
2022年 7月 アステリア株式会社CWO（最高ウェルビーイング責任者）（現任）
2022年 9月 一般社団法人日本ウェルビーイング推進協議会代表理事（現任）

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 竹内香苗氏の戸籍上の氏名は、草刈香苗であります。
3. 島田由香氏は、新任の取締役候補者であります。
4. 馬淵邦美及び竹内香苗の両氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出ております。また、島田由香氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出る予定であります。本議案が承認可決され、各氏が社外取締役に就任した場合、独立役員とする予定であります。
5. 当社は、社外取締役候補者であります馬淵邦美及び竹内香苗の両氏との間で会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を上限とする責任限定契約を締結しております。本議案が承認可決され、両氏が社外取締役に再任された場合、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、社外取締役候補者であります島田由香氏の選任が承認された場合、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」といいます。）契約を締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。本議案が承認可決され、各候補者が取締役役に就任した場合、いずれの取締役役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）の選任を付議するものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会出席率 (出席回数/開催回数)
1	新任 おおとも つねよ 大友常世	常勤監査役	100% (13回/13回)
2	新任 たなべ えりこ 田邊えり子	取締役 社外役員 独立役員	100% (13回/13回)
3	新任 いまづ ゆきこ 今津幸子	監査役 社外役員 独立役員	100% (10回/10回)
4	新任 まるやま みさえ 丸山みさえ	— 社外役員 独立役員	—

- (注) 1. 取締役候補者今津幸子氏は、2022年5月24日開催の第25期定時株主総会で監査役に新たに選任され同日就任しておりますので、同日以降の当事業年度中の取締役会の出席回数を記載しております。
2. 当社は、年齢・性別による無意識なバイアスを解消し、多様な就業機会の創出をマテリアリティの一つとして取り組んでおります。本議案におきましても、各候補者に記載の選任理由により監査等委員である取締役としてふさわしい候補者かをご判断いただきたく、年齢及び性別の表記を省略しております。



候補者番号

1

おおとも つねよ
大友 常世

新任

監査等委員である取締役候補者とした理由

大友常世氏は、2005年10月に当社入社以来、強いリーダーシップで求人広告事業を始めとする当社事業を牽引し、重要な役職を歴任してきた実績を有しております。2019年5月以降、当社常勤監査役を務めており、当社の組織、事業、幅広い領域の業務プロセス等に精通し、社内から情報を適切に収集したうえで、独立した立場で経営の監督や実効性の高い監査を実施し、ガバナンス強化の重要な役割を担ってきております。引き続き独立した立場からこれまでの経験と役割を通じて培われた幅広い見識を当社の経営の監督に活かし、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能を強化することを期待しております。

当社が引き続き持続的な企業価値向上を目指すに当たり適任と判断したため、監査等委員である取締役候補者いたしました。

略歴、当社における地位、担当

1983年 4月	札幌ミサワホーム株式会社（現 ミサワホーム北海道株式会社）入社
1983年10月	株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社
1992年 4月	同社広報企画部長
1994年10月	同社ダイレクトマーケティング事業部長
2002年 4月	株式会社リクルートスタッフینگ執行役員
2004年 4月	株式会社リクルートフロムエー キャスティング（現 株式会社リクルートスタッフینگ）常務取締役
2005年10月	当社常務執行役員
2006年 5月	当社取締役 執行役員副社長 兼 COO（最高執行責任者）
2007年 5月	当社代表取締役副社長 兼 COO
2014年 3月	当社取締役CHO（最高人事責任者）
2019年 5月	当社常勤監査役（現任）

生年月日

1959年8月2日

所有する当社株式の数

87,400株

当社における地位・担当

常勤監査役

取締役会出席率

(出席回数／開催回数)

100%

(13回／13回)



候補者番号

2

た な べ え り こ
田邊 えり子

新任

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

田邊えり子氏は、テンプスタッフ株式会社（現 パーソルテンプスタッフ株式会社）において、同社の提供するウェブサイト及びウェブシステムの構築等、IT分野を中心に多数のプロジェクトに携わり、豊富な経営及びリスクマネジメントに関する経験を有しております。2019年5月より当社社外取締役として、テクノロジー、リスクマネジメント及び女性活躍の推進を含む企業経営全般の助言・提言及び監視・監督機能を発揮しております。引き続き独立した立場からこれまでの経験と役割を通じて培われた幅広い見識を当社の経営の監督に活かし、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能を強化することを期待しております。

当社が引き続き持続的な企業価値向上を目指すに当たり適任と判断したため、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

なお、同氏は、現在当社の社外取締役であります。取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年となります。

生年月日
1965年12月2日

所有する当社株式の数
900株

当社における地位・担当
取締役

取締役会出席率
(出席回数/開催回数)
100%
(13回/13回)

略歴、当社における地位、担当

1988年 4月 日本拓建株式会社入社
1991年11月 テンプスタッフ株式会社（現 パーソルテンプスタッフ株式会社）入社
2011年 4月 同社IT統括本部インターネット企画室室長
2019年 5月 当社社外取締役（現任）



候補者番号

3

いまづ ゆきこ
今津 幸子

新任

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

今津幸子氏は、弁護士として、人事・労務やガバナンス領域を始めとする企業法務・リスクマネジメントにおいて豊富な経験と高い見識を有しております。また、同氏が所属する法律事務所における女性パートナーとして、女性活躍の推進にも携わっております。2022年5月から当社社外監査役として、豊富な経験と高い見識のもと企業経営全般の監視・監督機能を発揮しております。引き続き独立した立場からコーポレート・ガバナンス、リスクマネジメント及び女性活躍の推進に関する助言・提言をすること及び監査・監督機能を強化することを期待しております。

当社が引き続き持続的な企業価値向上を目指すに当たり適任と判断したため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

同氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由に加え、他社での社外監査役としての実績もあることから、職務を適切に遂行できるものと判断しております。

なお、同氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年となります。

重要な兼職の状況

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業パートナー
公益財団法人石橋財団理事／第一三共株式会社社外監査役
アルコニックス株式会社社外取締役

略歴、当社における地位、担当

1996年 4月	アンダーソン・毛利法律事務所（現 アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業）入所
2005年 1月	同事務所パートナー就任（現任）
2007年 4月	慶應義塾大学法科大学院准教授
2014年 3月	公益財団法人石橋財団理事（現任）
2018年 6月	第一三共株式会社社外監査役（現任）
2022年 5月	当社社外監査役（現任）
2022年 6月	アルコニックス株式会社社外取締役（現任）

生年月日

1968年7月28日

所有する当社株式の数
0株

当社における地位・担当
監査役

取締役会出席率
(出席回数／開催回数)
100%
(10回／10回)



候補者番号

4

丸山 みさえ

新任

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

丸山みさえ氏は、公認会計士として常に公正不偏の態度を保持し、高い専門性と実務上の経験を有するほか、他社の社外監査役を歴任された経験から会社財務・会計並びに税務に深く精通しております。これまでの経験と役割を通じて培われた幅広い見識を当社の経営の監督に活かし、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能を強化することを期待しております。

当社が引き続き持続的な企業価値向上を目指すに当たり適任と判断したため、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

同氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

重要な兼職の状況

丸山みさえ公認会計士事務所代表
株式会社ヤプリ社外常勤監査役

略歴

1993年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
2011年12月 丸山みさえ公認会計士事務所設立（現任）
2021年 8月 株式会社スリーシェイク社外監査役
2022年 3月 株式会社ヤプリ社外常勤監査役（現任）

生年月日
1970年7月13日

所有する当社株式の数
0株

当社における地位・担当
—

取締役会出席率
(出席回数/開催回数)
—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 田邊えり子氏の戸籍上の氏名は、有山えり子であります。
3. 今津幸子氏の戸籍上の氏名は、島戸幸子であります。
4. 丸山みさえ氏は、新任の社外取締役候補者であります。
5. 田邊えり子及び今津幸子の両氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出ております。また、丸山みさえ氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出る予定であります。本議案が承認可決され、各氏が社外取締役に就任した場合、独立役員とする予定であります。
6. 当社は、社外取締役候補者であります田邊えり子及び今津幸子の両氏との間で会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を上限とする責任限定契約を締結しております。本議案が承認可決され、両氏が社外取締役に選任された場合、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、社外取締役候補者であります丸山みさえ氏の選任が承認された場合、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」といいます。）契約を締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。本議案が承認可決され、丸山みさえ氏が社外取締役に就任した場合、D&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

ご参考：取締役会・監査等委員会のスキルマトリックス

第2号議案及び第3号議案が承認された場合の取締役会・監査等委員会の構成及び高い専門性を有する分野は、以下のとおりです。

女性取締役：5名（取締役に占める比率：55.6%）

氏名	地位担当	社外 役員	独立 役員	多様性 (女性/ 国際性)	高い専門性を有する分野								
					企業 経営	人材開発/ 女性活躍推進	営業	サービス 開発	マーケティング/ プロモーション	テクノロジー	財務/ 会計	リスク マネジメント	サステナ ビリティ/ ESG
とみ た ひで き 富田英揮 再任	代表取締役社長兼CEO (最高経営責任者)				●	●	●	●	●				●
し だち まさ つぶ 志立正嗣 再任	代表取締役COO (最高執行責任者)				●	●		●	●	●	●		●
ま ぶち くに よし 馬淵邦美 再任	取締役	●	●		●			●	●	●			
たけ うち か なえ 竹内香苗 再任	取締役	●	●	●		●						●	●
しま だ ゆ か 島田由香 新任	取締役	●	●	●	●	●							●
おお とも つね よ 大友常世 新任	取締役 (常勤監査等委員)				●	●	●					●	
た なべ えり こ 田邊えり子 新任	取締役 (監査等委員)	●	●	●	●	●				●		●	●
いま づ ゆき こ 今津幸子 新任	取締役 (監査等委員)	●	●	●		●						●	●
まる やま み さ え 丸山みさえ 新任	取締役 (監査等委員)	●	●	●		●					●		

※竹内香苗、島田由香、田邊えり子、今津幸子、丸山みさえの各氏は、女性の役員であり、竹内香苗氏は、海外居住経験が長く、報道番組のキャスターや経営者へのインタビュー等の豊富な経験を通し、国際性を有しております。

※上記一覧表は、各役員の有するすべての経験・専門性を表すものではありません。

以上

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合等に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任を付議するものであります。

補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、当社の定款の定めにより、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案における選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



候補者

わか ばやし り え
若林 理恵

新任

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

若林理恵氏は、税理士としての豊富な経験を有しており、企業税務・会計に深く精通しております。これまでの経験と役割を通じて培われた幅広い見識を当社の経営の監督に活かし、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能を強化することを期待しております。

当社が引き続き持続的な企業価値向上を目指すに当たり適任と判断したため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

同氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

略歴

1997年12月	税理士登録
2000年 9月	林・若林会計事務所開設
2006年12月	税理士法人ATS代表社員（現任）

生年月日
1968年9月9日

所有する当社株式の数

当社における地位・担当

取締役会出席率
(出席回数/開催回数)

- (注) 1. 若林理恵氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 若林理恵氏の戸籍上の氏名は、林理恵であります。
3. 若林理恵氏は、2011年5月28日開催の第14期定時株主総会において、補欠監査役として選任され、現在に至っております。
4. 若林理恵氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
5. 若林理恵氏が監査等委員である取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出る予定であります。
6. 若林理恵氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を上限とする責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1号に規定する役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」といいます。）契約を締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。本議案が承認可決され、若林理恵氏が監査等委員である取締役に就任した場合、D&Oの被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了間に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬額は2015年5月23日開催の第18期定時株主総会において、年額700,000千円（うち社外取締役分は年額100,000千円）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行、取締役員数の削減及び諸般の事情を考慮し、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額675,000千円（うち社外取締役分は年額100,000千円）と定めることについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、当社の経営体制、取締役の員数及び今後の経済情勢の変化等を総合的に勘案のうえ、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会からの答申を踏まえていることから、相当であると判断しております。

当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は6名（うち社外取締役3名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、5名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額125,000千円以内と定めることについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、監査等委員である取締役の職責、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であると判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、4名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案

**取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）
に対する業績連動型株式報酬制度決定の件**

当社の取締役の報酬額は、2015年5月23日開催の当社第18期定時株主総会において、年額700,000千円以内（うち社外取締役分は年額100,000千円以内。使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とご承認をいただいております。また、上記の取締役の報酬額とは別枠で、2016年5月28日開催の当社第19期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下本議案において同じ。）を対象とした業績連動型株式報酬（以下「本制度」という。）の導入についてご承認いただいております。なお、当社は、2021年6月22日開催の当社取締役会において、企業ビジョン「Labor force solution company」の実現を目指して株主の皆様との価値共有をより一層すすめる、当社の社会価値と経済価値の最大化に取り組むことを目的として、本制度の継続を決議いたしました。

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」が原案どおり承認可決された場合、年額675,000千円以内（うち社外取締役分は年額100,000千円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）となります。

本議案は、当社の監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の取締役に対する本制度に係る報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対する業績連動型株式報酬の報酬枠を改めて設定の上、本制度を継続することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続き上のものであり、実質的な報酬の額及び内容は上述の第19期定時株主総会においてご承認いただきました内容及び2021年6月22日開催の当社取締役会において本制度の継続を決議した目的と同一であり、継続は相当であると考えております。

具体的には、第5号議案としてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額とは別枠で、対象取締役に対する本制度に係る報酬等の額についてご承認をお願いするものであります。

現在の取締役は6名（うち社外取締役3名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役3名）となり、対象取締役は2名となります。

なお、本議案に関しましては、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会の答申を踏まえていることから、相当なものであると考えております。

また、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものとします。

記

本議案における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する対象取締役の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、役位及び業績目標の達成度に応じて付与されるポイント数に相当する当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を当該信託を通じて対象取締役に交付及び給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度です。ただし、対象取締役が当社株式等の交付等を受けるのは、対象取締役退任時となります。（詳細は（2）以降のとおり。）

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・ 当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）
②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限 （下記（2）のとおり。）	・ 5事業年度を対象として、合計400,000千円
対象取締役に交付等される当社株式等の数の上限及び当社株式の取得方法 （下記（2）及び（3）のとおり。）	・ 上限となる株数は1年あたり40,000株であり、発行済株式の総数（2023年2月末日時点自己株式を控除した数）に対する割合は約0.07%
③業績達成条件の内容 （下記（3）のとおり。）	・ 業績連動ポイント（下記（3）のとおり。）は、毎年の会社業績指数（売上高、営業利益）の目標達成度に応じて変動（0～150%の範囲）
④対象取締役に対する当社株式等の交付等の時期（下記（4）のとおり。）	・ 退任時

(2) 当社が拠出する金員の上限

当社は、連続する5事業年度（2022年2月末日で終了した事業年度から2026年2月末日で終了した事業年度までの5事業年度とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各5事業年度とする。以下「対象期間」といい、対象期間内の各事業年度を以下「評価対象事業年度」という。）を対象として本制度を導入しております。

当社は、対象期間ごとに合計400,000千円を上限とする金員を、対象取締役への報酬として拠出し、受益者要件を充足する対象取締役を受益者とする信託期間5年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（下記の信託期間の延長を含む。以下同じ。）します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。

今般、監査等委員会設置会社への移行に伴い、既に設定済の本信託については、対象取締役を退任した者のうち受益者要件を充足する対象取締役を受益者とする信託として存続させることとします。

なお、本信託の信託期間満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を5年間延長の上、本制度を継続することがあります。その場合、信託期間の延長以降の5事業年度を対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、合計400,000千円の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与及び当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役に付与されたポイント（ポイントについては下記（3）のとおり）に相当する当社株式で当社株式等の交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される金銭の合計額は、本定時株主総会で承認を得た上限の範囲内とします。

(3) 対象取締役に交付等される当社株式等の数の算定方法及び上限

対象取締役に対して交付等される当社株式等の数は、各評価対象事業年度に関して、下記のポイントの算定式に従って、対象取締役に対して付与されるポイント数に応じ、1ポイント＝1株として決定します。なお、本信託に属する当社株式が株式分割、株式無償割当て、株式併合等によって増加または減少した場合、当社は、その増加または減少の割合に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。

（ポイントの算定式）

基準ポイント÷2（＝固定ポイント）＋基準ポイント÷2×業績連動係数（＝業績連動ポイント）

※小数点以下の端数は切り捨て

※基準ポイントは、当該評価対象事業年度における役位別の基準金額に基づき定めます。基準金額の水準は、職責や職務内容のほか、役員報酬における他の金銭報酬との割合を適切に考慮して決定します。

※業績連動係数は、当該評価対象事業年度の売上高及び営業利益の目標達成度に基づき決定します。なお、業績連動係数は、目標達成度に応じて0～150%の比率で変動し、目標達成度が80%以下の場合、業績連動ポイントは付与しないものとします。

受益者要件を充足する対象取締役には、退任時に、上記の算定式に従って毎年付与されるポイントの累積値（以下「株式交付ポイント」という。）に応じた数の当社株式数について、本信託から当社株式等の交付等を行うものとします。

本信託において対象取締役が付与される1年あたりのポイント総数は、40,000ポイントを上限といたします。この場合、対象取締役が本信託から交付等を受けることができる当社株式等の総数は、1年あたり40,000株となります。この上限株式数は、上記(2)の信託金上限額を踏まえて、本制度の導入をご承認いただきました上述の第19期定時株主総会の直近の株価等を参考に設定しています。

(4) 対象取締役に対する当社株式等の交付等の時期

対象取締役が退任し、株式報酬規程に定める受益者要件を充足した場合、当該対象取締役は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、株式交付ポイントの50% (単元未満株式は切り捨て) の当社株式について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に対象取締役が死亡した場合、原則としてその時点で付与されている株式交付ポイントに応じた当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を当該対象取締役の相続人が受けるものとします。また、信託期間中に対象取締役が国内非居住者となった場合は、原則としてその時点で付与されている株式交付ポイントに応じた当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を当該対象取締役が受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に係る議決権

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

以上

第8号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式割当てのための報酬決定及び改定の件

当社の取締役の報酬額は、2015年5月23日開催の当社第18期定時株主総会において、年額700,000千円以内（うち社外取締役分は年額100,000千円以内。使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とご承認をいただいております。また、上記の取締役の報酬額とは別枠で、2021年5月26日開催の当社第24期定時株主総会において、ビジョン「Labor force solution company」の実現を目指し、株主の皆様との価値共有をより一層すすめ、社会価値と経済価値の最大化に取り組むことを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式を用いた報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額900,000千円以内として設定する議案（以下「原議案」という。）についてご承認をいただいております。

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」が原案どおり承認可決された場合、年額675,000千円以内（うち社外取締役分は年額100,000千円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）となります。

本議案は、当社の監査等委員会設置会社への移行に伴い、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることについて、ご承認をお願いするのであります。

現在の取締役は6名（うち社外取締役3名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役3名）となり、対象取締役は2名となります。

なお、原議案に基づき譲渡制限付株式を付与された取締役は3名おり、うち1名は第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、任期満了となり退任いたしますが、取締役に準ずる者（執行役員）として譲渡制限付株式を引き続き保有することとなります。

また、本定時株主総会の終結の時以後、株主の皆様との価値共有をより一層すすめ、社会価値と経済価値の最大化に取り組むという本制度の導入目的を可能な限り長期にわたって実現するために、譲渡制限期間を「6年間の間で当社取締役会が定める期間」に改定したいと存じます。また、かかる譲渡制限期間の改定に伴って、当社と原議案に基づき譲渡制限付株式を付与された者との間の割当契約の内容についても所要の修正をいたしたく存じます。原議案に基づく譲渡制限付株式の付与日は2021年8月27日となっております。

なお、本議案に関しましては、委員の過半数を独立社外取締役に構成する指名・報酬委員会の答申を踏まえていることから、相当なものであると考えております。

また、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものとします。

記

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

対象取締役は、当社取締役会決議に基づき、当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

なお、譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、本議案に係る当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数350,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とします（原則として、6事業年度にわたる職務執行の対価に相当する株式数を一括して割り当てることを想定しているため、実質的には1事業年度あたり58,333株を超えない範囲での割当てに相当します。）。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができることとします。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとし、

(1) 譲渡制限の内容

対象取締役は、6年間の間で当社取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役及び当社子会社の取締役その他これに準ずる地位のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役又は当社子会社の取締役その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを在籍条件とし、かつ、当社取締役会が、連結売上高、連結営業利益その他の指標を踏まえて設定した業績条件に基づき、本割当株式の全部又は一部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役及び当社子会社の取締役その他これに準ずる地位のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

以上

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は1997年の創業以来、「私たちdipは夢とアイデアと情熱で社会を改善する存在となる」という企業理念のもと、インターネット求人情報サイトの提供を通じ、顧客企業の人材採用とその活用を支援するとともに、求職者一人ひとりが生き生きと働くことができる環境の構築に貢献すべく事業に取り組んでおります。

2020年2月期より、「Labor force solution company」というビジョンのもと、人材サービスとDXサービスの提供を通して、労働市場における諸課題を解決し、誰もが働く喜びと幸せを感じられる社会の実現を目指しています。

当期の売上高は、人材サービス事業が市場の回復ペースを上回って順調に拡大したこと、DX事業が前期比で高成長したことにより、493億55百万円（前期比24.9%増）となりました。

また、さらなる営業力強化を目的とした2022年新卒社員の採用などの人材投資、積極的な広告宣伝投資などを行いました。その結果、営業利益は115億38百万円（前期比106.0%増）、経常利益は115億99百万円（前期比118.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は79億35百万円（前期比127.5%増）となりました。

売上高

49,355百万円
(前期比24.9%増)

営業利益

11,538百万円
(前期比106.0%増)

営業利益率

23.4%

経常利益

11,599百万円
(前期比118.0%増)

親会社株主に帰属する当期純利益

7,935百万円
(前期比127.5%増)

自己資本比率

75.0%

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前期との比較は、当該会計基準等を適用する前の前連結会計年度の連結業績を基礎に算定しております。

セグメント別の概況は、次のとおりであります。

I 人材サービス事業

人材サービス事業は、アルバイト・パートの求人情報サイト「バイトル」、正社員・契約社員の求人情報サイト「バイトルNEXT」、総合求人情報サイト「はたらこねっと」、専門職の総合求人サイト「バイトルPRO」などの事業を運営しております。これらの事業においては、当社の強みである営業力、サービス開発力、プロモーション力を生かし、ユーザー及び顧客基盤を拡大することを目指しております。

当期におきましては、アルバイト・パート・派遣求人メディア市場がコロナ禍前の水準まで回復していない中、人材サービス事業の売上高は、コロナ禍前の水準を超えて伸長しました。その結果、当期の当セグメントの売上高は445億77百万円（前期比21.5%増）、セグメント利益は148億49百万円（前期比56.1%増）となりました。

II DX事業

DX事業は、2019年9月から、中堅・中小企業に特化した商品設計により導入が容易で、リーズナブルな価格かつ充実したカスタマーサポートを備えたSaaS型のDX商品「コボット」シリーズの提供を通じ、中堅・中小企業のDX化を支援しております。

当期におきましては、営業推進体制の強化が奏功し、応募者との面接スケジュールの自動調整等を行う「面接コボット」や派遣会社の営業先リスト自動作成等の営業支援を行う「HRコボット」のほか、職場紹介動画をはじめとするバイトルの独自機能を活かして企業の採用ページを作成する「採用ページコボット」を中心としたストック商品の売上が伸長いたしました。その結果、売上高は47億78百万円（前期比68.9%増）、セグメント利益は21億32百万円（前期比187.3%増）となりました。

セグメント別売上高

セグメント	第25期 (2022年2月期) (千円)	第26期 (当連結会計年度) (2023年2月期) (千円)	前期比増減額 (千円)	前期比増減率
人材サービス事業	36,686,654	44,577,620	7,890,966	21.5%
DX事業	2,828,635	4,778,070	1,949,434	68.9%
合計	39,515,290	49,355,691	9,840,401	24.9%

(注) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、報告セグメントごとの売上高及び利益又は損益の算定方法を同様に變更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当連結会計年度の「人材サービス事業」の売上高は2,906,095千円減少、セグメント利益は34,881千円増加し、「DX事業」の売上高は139,030千円減少、セグメント利益は40,588千円減少しております。

人材サービス事業

人材サービス事業は、「ユーザーファースト」の経営方針のもと、業界初のような様々な独自機能を開発し、求職者の仕事選びのニーズに寄り添うとともに、顧客企業に対して採用後の定着・活躍を見据えたマッチングをサポートしています。

サービス紹介



インターネットならではの情報鮮度と充実した内容で、
求職者と顧客企業を素早くつなぐ
日本最大級のアルバイト・パート求人サイト
2022年10月に20周年を迎えました



求職者がアルバイトで得た経験を活かして「次に進む」ことを応援
正社員、契約社員の転職求人サイト



社員・派遣・パートでお仕事探しをする求職者と顧客企業をつなぐ
日本最大級の総合求人サイト
派遣求人メディアですでに「No.1」ポジションを確立



専任のキャリア・アドバイザーが求職者の一人ひとりの希望に合った
求人情報を紹介し、転職を支援
看護師専門人材紹介サービス
2022年 オリコン顧客満足度®調査 看護師転職 第1位



医療、介護、美容、保育、WEB/IT、物流、販売サービスなどの有資格者や
業界経験者、プロフェッショナルを目指す
専門職の総合求人サイト

DX事業

DX事業は、中堅・中小企業に特化した商品設計で商材の機能を絞り、導入かつ継続利用しやすいDXサービス「コボットシリーズ」の提供を通じて、顧客企業の生産性向上を支援するとともに、顧客のDX導入促進に寄与しています。

商品ラインナップ

採用・人事業務効率化

採用ページコボット

ストック商品

自社での採用ページの作成が不要に。職場紹介動画等のバイトル独自機能を搭載したオリジナルの採用サイトをすぐに作成
2021年6月提供開始 20,000円/月～

面接コボット

ストック商品

フロー商品

応募者との採用面接スケジュールの自動調整
(チャットボットでの自動対応)
2019年11月提供開始 30,000円/月～

人事労務コボット

ストック商品

アルバイト・パートの入社・労務管理をペーパーレスで完結
2021年7月提供開始 20,000円/月～

営業支援

HRコボット

ストック商品

派遣会社様の営業先リストの自動作成
営業先へのコール代行サービス等
2019年9月提供開始 40,000円/月～

販促支援

来店コボット for LINE

ストック商品

LINE上のアプリで会員証を発行し来店ポイントやクーポンを付与。飲食・小売店等の販促を支援
2021年12月提供開始 9,800円/月～

集客コボット for MEO

ストック商品

地図検索で上位表示し、集客を支援するMEO
(マップエンジン最適化) 対策サービス
2023年3月提供開始 30,000円/月～



昨年10月、 バイトルが20周年を 迎えました

2002年10月
「バイトル」誕生



2004年4月
携帯電話3社の
公式サイトに掲載



2013年5月
「レイズ・ザ・
サラリーキャンペーン」
開始

2010年
ユーザーファーストの
新機能「職場紹介動画」
「応募バロメーター」搭載



2003

2004

2005

2006

2007

2008

2009

2010

2011

2012

2013

2014

注：バイトル売上高推移



人材サービス事業

「ディップ・インセンティブ・プロジェクト」実施

「ディップ・インセンティブ・プロジェクト」は、コロナ禍から経済が復調し始める中、働く人、とりわけ有期雇用労働者の方々の給与水準を上げていただくことを顧客企業に提案するプロジェクトです。

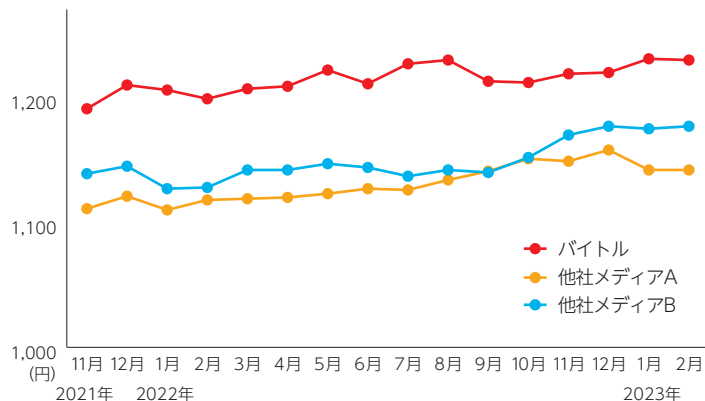
本プロジェクトによって、企業の採用力を高め、人材の定着と活躍が促されることで顧客企業がより成長し、さらに高い給与を支払えるようになる。そうした好循環をdipが旗振り役となってつくり出すの狙いから本プロジェクトを開始しました。

結果、多くの顧客企業の支持を得て、「バイトル」掲載案件の平均時給アップを実現しました。



職種	平均時給
バイトル	1,200円以上
他社メディアA	1,150円以上
他社メディアB	1,100円以上

▶ 「バイトル」掲載案件の平均時給『No.1』が継続



サステナビリティへの取り組み

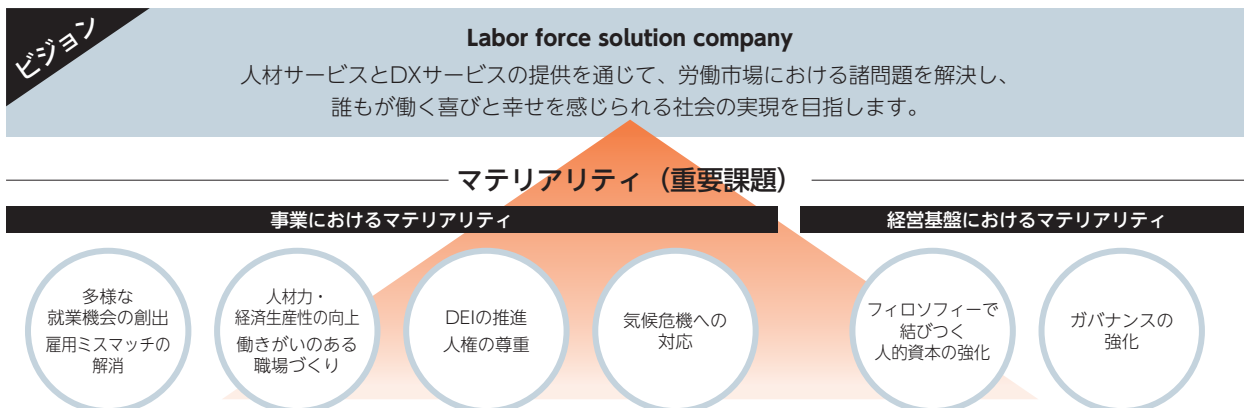
持続的な企業価値向上に向け、マテリアリティ（重要課題）を特定しました。フィロソフィーを基に全社員が一丸となって、マテリアリティを軸に事業活動を行うことで、高い社会価値と経済価値を生み出し、持続的な企業価値向上の実現をめざします。

サステナビリティ方針

「私たちdipは夢とアイデアと情熱で社会を改善する存在となる」という企業理念のもと、持続可能な社会に貢献するとともに、当社の中長期的な企業価値の向上と持続的な成長を目指しています。ビジョン「Labor force solution company」の実現に向けた事業活動を推進し、誰もが働く喜びと幸せを感じられる社会を実現します。

ビジョン実現に向けたマテリアリティ

ビジョン実現に向け、4項目の事業におけるマテリアリティと2項目の経営基盤におけるマテリアリティを特定しました。



ESG経営への評価

世界最大級の年金基金とされる、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)が採用する5つの指数すべてに選定されました。



1 フィロソフィーで結びつく人的資本の強化

「人が全て、人が財産」という信念のもと、経営の最重要テーマとして人材に最大の関心を寄せ、積極的な投資を行っています。これからも、フィロソフィーで結びつく人材を採用、育成し、その力が最大限に発揮される環境・制度を充実させていきます。

●フィロソフィー採用 ～新卒大型採用と育成による人的資本の強化～

当社は積極的に新卒採用を行っています。2006年4月からは、数百名規模の新卒採用を行っており、2023年4月は、過去最多となる612名の新卒社員が入社しました。

入社後は、1週間にわたるフィロソフィーを基にした導入研修を行います。富田をはじめとした取締役と執行役員が直接語りかける形で、これまでのdipの歴史、めざす未来について理解させていきます。講話を聞いた新卒社員は、その内容を踏まえて、仲間との対話を繰り返し、フィロソフィーの理解を深めます。

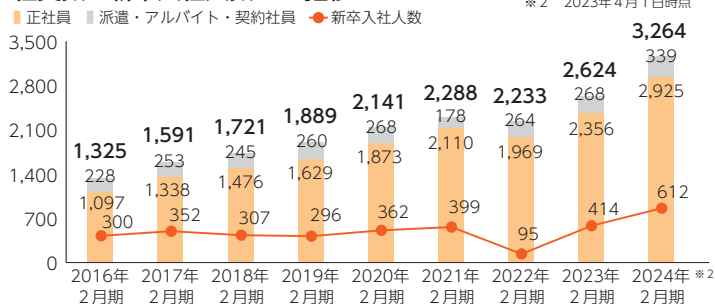


●フィロソフィー浸透に向けた社員総会

フィロソフィーが浸透する組織づくりのため、特に注力しているのが新年度の始まる3月に開かれる社員総会です。全国から社員を集め、富田が前年度の取り組みと成果を振り返り、フィロソフィーに基づいた新年度のテーマ、経営方針を発表します。27期の社員総会では、今期のテーマ「THINK BIG」の発表と27期戦略、30期に向けた中期経営戦略が共有されました。社員総会のもう一つの大きな狙いは、社員への労いと、年間を通じて大きな貢献を果たした者を顕彰し、褒め称えることです。社員総会には、一体感・チームワーク、感謝、褒め称えるといった当社の企業文化が凝縮されており、年々、回を重ねるごとに、フィロソフィーをより強固なものにしています。



社員数と新卒入社人数^{※1}の推移



2 DEIの推進

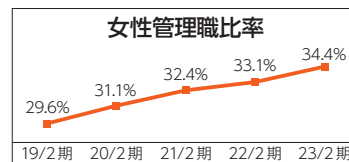
社員が健康を維持・増進しながら多様な働き方を選択でき、パフォーマンスを存分に発揮できるよう、働き方改革やダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた様々な取り組みを進めています。

●女性活躍推進

女性社員の自立的なキャリア形成を図るためのプロジェクトの実施等により、従業員の女性比率、女性管理職比率は継続して上昇しています。



2017年2月には、厚生労働省から女性活躍推進が優良な企業に与えられる「えるぼし」を取得しました。また、2022年7月には、株式会社ワーク・ライフ・バランスが推進する「男性育休100%宣言」に賛同し、男性の多様な働き方を推進するとともに、雇用期間が1年以下でも育休の取得を可能にするなど、育児休業を取得しやすい環境づくりに努めています。



● 障がい者雇用促進 ～テレワーク障がい者雇用～

障がい者の雇用を積極的に行うとともに、障がい者にとって働きやすく魅力的な職場となるよう、社員の理解とサポートに努めています。通勤、出勤が困難な障がい者の方に対してテレワークで働くことができる障がい者雇用を推進しています。専属の社員がサポーターとして日々の声掛け、仕事の進捗管理、悩み相談の受け付けなど、不安を感じずに働ける配慮を行っています。

3 健康経営への取り組み



「人が全て、人が財産」という信念のもと、当社では、社員の健康管理が、仕事の生産性や社員幸福度に直結する重要テーマの一つであると考えています。「病気になること」だけではなく、「今よりもっと活力高く、幸せになること」をめざしています。その思いを込め、“心と体を整える”をコンセプトとして、代表取締役社長兼CEOを健康経営責任者、代表取締役COOを健康経営推進責任者とし、直下に「健康経営推進委員会」を設置し、健康経営の取り組みを推進し、その内容は取締役会等に報告を行っております。2023年3月には、当社の健康経営への取り組みが評価され、経済産業省と日本健康会議が共同で選定する「健康経営優良法人2023」のうち上位500社のみが認定される「健康経営優良法人2023 ホワイト500」に認定されました。

4 地域社会への貢献

地方創生を含めた地域や社会の課題を解決するために、企業、地域コミュニティ、行政、大学、NGO・NPOなど多様なステークホルダーの方々との連携を図ることにより、サステナブルな社会の実現をめざしています。

● バイトルKidsプログラム

dipの社員が、人材サービス事業を通じて培った「仕事」に関するノウハウを、未来を担う子どもたちに伝え、働くことの意味・やりがいを学んでもらうキャリア教育支援を行っています。仕事の種類や特徴などを学んだ後、子どもたち自ら企業に取材を行い、将来どのような仕事・働き方をしたいかを発表する3日間のプログラムです。2023年2月期は、参加校と協力企業数を拡大し、全国11校（児童数：約830名）の小学校と協力企業23社とともに、約8ヵ月間にわたり現地サポートによるリアルとオンラインを組み合わせたハイブリッド形式で実施しました。



5 気候危機への対応



気候危機問題を重要な経営課題と捉え、2020年12月に、持続可能な社会の実現に向けた責務を果たすための指針として、環境方針を制定しました。環境負荷の低減に向け、当社の事業活動で生じるCO₂排出量等の情報開示、環境保護のための体制強化に加え、社員への環境に関する教育も積極的に行っています。また、2021年12月に、TCFDが提言する情報開示フレームワーク（気候変動のリスク・機会に関するガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標）に沿った情報開示を行いました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は36億54百万円であり、その主なものは、当社運営サイトの開発及びリニューアル等を目的としたソフトウェアへの投資31億62百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

I 株式の取得または処分の状況

該当事項はありません。

II 新株予約権の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区分	第23期 (2020年2月期)	第24期 (2021年2月期)	第25期 (2022年2月期)	第26期 (当連結会計年度) (2023年2月期)
売上高 (千円)	46,415,333	32,494,768	39,515,290	49,355,691
経常利益 (千円)	14,393,695	6,501,042	5,320,901	11,599,087
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	—	607,671	3,487,402	7,935,516
当期純利益 (千円)	10,012,446	—	—	—
総資産 (千円)	41,114,471	35,869,390	42,454,370	50,167,672
純資産 (千円)	31,512,572	31,178,199	32,989,134	38,242,736
1株当たり当期純利益 (円)	183.80	11.09	62.77	142.04
1株当たり純資産額 (円)	563.13	547.13	581.26	673.93

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 2. 第24期、第25期及び第26期（当連結会計年度）は連結計算書類を作成しております。
 3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	当社の出資比率	主要な事業内容
DIP Labor Force Solution 投資事業有限責任組合	99.0%	国内外のベンチャー企業への投資

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
CAST株式会社	1,500千円	31.4%	チャットボット開発運用ツールの企画・開発・販売 チャット&業務管理アプリの企画・開発・販売
株式会社クロス・オペレーション グループ	59,312千円	18.1%	業務改善クラウドの開発 DX実現のための業務改革における伴走支援
TRUNK株式会社	20,000千円	18.8%	職業体験・職業訓練のプラットフォームの運営

- (注) 1. 前期に記載しておりましたhachidori株式会社は、2023年1月20日付でCAST株式会社に商号変更いたしました。
2. 前期に記載しておりましたアイセールス株式会社は、2022年10月4日付で株式会社クロス・オペレーショングループに商号変更いたしました。
3. 株式会社クロス・オペレーショングループは、当社の議決権比率が18.1%ですが、当社の使用人が取締役役に就任しているため、関連会社としております。
4. TRUNK株式会社は、当社の議決権比率が18.8%ですが、当社の使用人が取締役役に就任する蓋然性があるため、関連会社としております。

(4) 対処すべき課題

当社の中長期的な成長及び企業価値・株主価値の最大化に向けて対処すべき主な課題は、以下のとおりであります。

① 運営事業の強化

人材サービス事業の強化には、営業人員の増強及び生産性向上、顧客企業の採用満足度の向上が重要であると認識しております。当社の営業人員は新卒入社の若手社員を中心に構成されており、当社営業人員による売上高の割合（直販比率）は約8割にのびります。当社は、社員が最大限のパフォーマンスを発揮できるよう、新入社員研修や階層別・管理職研修を精力的に実施しているほか、情熱を持って主体的に仕事に取り組める組織風土づくりに努めております。また、オンライン商談の実施や顧客の採用ニーズを適時にとらえる自社開発の営業ツールの活用、社内DXの推進等を通じ、営業人員の生産性向上を図っております。こうした取り組みを通じて成長した社員がフィロソフィーを体現し、当社の躍進をけん引していけるよう、引き続き人財基盤の強化に取り組んでまいります。

また、顧客企業の採用満足度を高めるためには、営業人員の顧客に対する提案力の向上だけでなく、運営

サイトのユーザー数拡大と応募数増加、求職者と顧客企業とのマッチングの精度向上が不可欠です。当社は求職者による当社サイト利用促進に効果的な広告宣伝活動を行うとともに、求職者の利便性向上に資する運営サイトの機能拡充・改善、掲載情報の質の向上と量の拡大に努めてまいります。

DX事業においては、2019年9月から、中堅・中小企業に特化した商品設計で、商材の機能を絞りパッケージ化したDXサービス「ロボット」の提供を通じ、中堅・中小企業のDX化を支援しております。

引き続き、顧客基盤の拡大を推進するとともに、開発体制を強化し提供商品の品質向上に取り組んでまいります。また、商品導入後のカスタマーサクセス体制を一層強化し、継続的なサポートを実施することで、解約率の低下およびアップセルの拡大に努めてまいります。

② 新規事業の展開

当社はインターネットが一般に普及し始めた頃から、他社に先駆けてインターネット媒体に特化した求人広告サービスを提供するとともに、インターネット媒体ならではの独自機能を次々に導入するなど、時代をリードするだけでなく「ユーザーファースト」を徹底的に追求したサービスの開発・提供を行ってまいりました。加えて、2020年2月期より「Labor force solution company」というビジョンのもと、事業を展開しております。

当社が「Labor force solution company」として労働市場の諸課題の解決に貢献していくためには、既存の人材サービス事業、DX事業に留まらず、新規事業の立ち上げも検討し、実行していく必要があると認識しております。新規事業の創出によって事業ポートフォリオを拡充することで、より強固で安定した事業基盤の構築につながると考えております。引き続き、積極的に新規事業への取り組みを進めてまいります。

③ システムの強化

当社は、インターネットを通じてサービス提供を行っております。安定した事業運営のためには、サーバ等のハードウェアの増強、ウェブサイトに係るシステムのセキュリティや開発・保守管理体制の強化が極め

て重要であると認識しております。今後も、適切な設備投資を行うことによってシステムの安定性を確保し、市場環境の変化に対応して継続的に運用体制を整備してまいります。

④ 個人情報保護と情報セキュリティの強化

当社は、個人情報を含むすべての情報を事業運営上の最も大切な資産のひとつとして認識しております。その保護体制構築に向け、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、情報セキュリティマネジメン

トシステムの構築・維持向上に努めております。今後も引き続き、情報管理体制の強化を図ってまいります。

⑤ 組織体制の強化

当社は「人が全て、人が財産」という信念のもと、社員一人ひとりが社会を改善する存在となるため、継続して社員の育成及びマネジメント体制の強化に取り組んでおります。今後も、適切な管理体制の構築と意思決定のスピード向上のために、業務フローや意思決定プロセスの改善を図るとともに、内部統制システムの整備・充実についても継続的に取り組み、組織体制の強化を推進してまいります。また、社員の健康管理は仕事の生産性や社員幸福度に直結する重要なテーマであると考えております。それは「病気になること」だけでなく、「今よりもっと活力高く、幸せに

なること」を目指しており、その思いを込め”心と体を整える”コンセプトとして健康経営を推進しています。代表取締役社長 兼 CEOを健康経営責任者、代表取締役COOを健康経営推進責任者とし、直下に健康経営推進委員会（運営責任者 執行役員CHO）を設置しました。なお、同委員会での議論内容については、取締役会・経営会議に報告を行っております。また、従業員からの意見を反映した健康経営の取り組みとなることを目的に、各拠点から同委員会一員として「健康経営推進リーダー」を任命しております。

⑥ サステナブルな社会の実現への貢献

当社は、創業以来「私たちdipは夢とアイデアと情熱で社会を改善する存在となる」という企業理念のもと、事業活動を通じて社会課題を解決することで、社会に貢献してまいりました。有期・無期を問わず雇用全般に関する社会課題や労働生産性向上への取り組みに加え、人材育成、女性活躍推進、人権保護、DEI（ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン）、そして気候変動等への対応を通じて、持続的な成長とさらなる企業価値の向上を目指します。これにより、社会課題の解決と持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

また、当社は、2019年からESG（環境・社会・ガバナンス）に関する活動内容について積極的な情報開示を行ってまいりました。その結果、ESGのグローバル基準を満たす日本企業を対象にした株価指数「FTSE Blossom Japan Index」の構成銘柄に3年連続で選定されました。また、2022年3月には、FTSE Russellにより環境負荷の大きさ、脱炭素経済への移行促進や気候変動への取り組みを評価する目的で新たに作成された「FTSE Blossom Japan Sector Relative Index」の構成銘柄に選定されております。

(5) 主要な事業内容（2023年2月28日現在）

当社は、Human work forceを提供する人材サービス事業及びDigital labor forceを提供するDX事業を主たる事業としております。

(6) 主要な営業所（2023年2月28日現在）

本社 東京都港区 大阪オフィス 大阪府大阪市北区
 デジレバ 東京都渋谷区

(7) 使用人の状況（2023年2月28日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,316名	347名増

(注) 1. 使用人数には、派遣社員及び臨時雇用社員の数は含まれておりません。
 2. 当社連結子会社である投資事業有限責任組合に使用人はおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,316 (355) 名	347名増	30.1歳	5.2年

(注) 派遣社員及び臨時雇用社員は（ ）内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先（2023年2月28日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況（2023年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 213,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 60,140,000株
- (3) 株主数 10,835名
(前期末比1,807名増)

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
オーセンシティ株式会社	20,340,000株	35.4%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,785,000株	18.8%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,988,900株	5.2%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,682,164株	2.9%
SMBC日興証券株式会社	1,673,611株	2.9%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口・75525口）	1,477,075株	2.6%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	952,830株	1.7%
株式会社日本カストディ銀行（年金特金口）	572,500株	1.0%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	542,600株	0.9%
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS- UNITED KINGDOM	535,700株	0.9%

- (注) 1. 当社は、2023年2月28日現在において、自己株式を2,744,528株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、自己株式(2,744,528株)には、株式付与ESOP信託口が保有する当社株式(1,477,075株)及び役員報酬BIP信託口が保有する当社株式(91,462株)は含まれておりません。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. オーセンシティ株式会社は、代表取締役社長 兼 CEO富田英揮の資産管理会社です。なお、オーセンシティ株式会社は、2022年10月3日付でEKYT株式会社から商号変更しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

①役員報酬BIP信託制度の継続

当社は、2016年4月13日開催の取締役会の決議に基づき、取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く）を対象に、当社の中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高め、株主との利害を共有することを目的として、「役員報酬BIP信託」制度を2016年8月より導入しております。本制度については、2021年6月22日開催の取締役会において、2026年8月まで継続することを決議いたしました。なお、2016年5月28日開催の第19期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬等について拠出する金員の上限は、5事業年度ごとに400,000千円以内と決議いただいております。本制度の継続においても金員の上限額について変更はございません。

2023年2月28日現在において、役員報酬BIP信託にかかる信託口が所有する当社株式は91,462株です。

②当社従業員に対する譲渡制限付株式の追加割当て

当社は、2020年5月27日開催の取締役会において、全従業員が、企業ビジョン「Labor force solution company」の実現を目指して株主の皆様との価値共有をより一層すすめて、当社の社会価値と経済価値の最大化に取り組むことを目的として、譲渡制限付株式（業績等条件付）を活用したインセンティブ制度の導入を決定し、割り当てました。なお、本制度は、2025年2月期の業績目標を設定のうえ、その達成を譲渡制限の解除条件といたします。この業績目標は、全社をあげて目指すアスピレーションとして掲げたものです。

当社は、本制度に基づき、2022年7月13日開催の取締役会において、2021年6月以降に入社または昇格した従業員（以下「対象従業員」）に対して譲渡制限付株式（業績等条件付）を活用したインセンティブ制度の実施を決定し、2022年8月26日付で対象従業員920名に対して当社普通株式130,003株を割り当てました。

3 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2023年2月28日現在)

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 上記(1)及び(2)以外の会社が発行した新株予約権等に関する重要な事項 (2023年2月28日現在)

該当事項はありません。

4 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年2月28日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 兼 C E O	富田 英揮	
代表取締役	志立 正嗣	COO (最高執行責任者) 兼 CIO (最高情報責任者) 兼 商品開発本部長 兼 DX事業本部長
取締役	岩田 和久	CBO (最高事業責任者) 兼 BS事業本部長
取締役	田邊 えり子	
取締役	馬 淵 邦美	株式会社マクアケ社外取締役 一般社団法人Metaverse Japan 共同代表理事 ポート株式会社社外取締役 (監査等委員)
取締役	竹内 香苗	SBIホールディングス株式会社社外取締役
監査役 (常勤)	大友 常世	
監査役	小林 功一	小林公認会計士事務所所長
監査役	望月 明彦	望月公認会計士事務所代表 アイビーシー株式会社監査役 株式会社オフィス望月代表取締役 ベーシック・キャピタル・マネジメント株式会社監査役 特定非営利活動法人日本交渉協会専務理事
監査役	今津 幸子	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業パートナー 公益財団法人石橋財団理事 第一三共株式会社社外監査役 アルコニック株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役田邊えり子、取締役馬淵邦美及び取締役竹内香苗の各氏は、社外取締役であります。なお、当社は取締役田邊えり子、取締役馬淵邦美及び取締役竹内香苗の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役小林功一及び監査役今津幸子の両氏は、社外監査役であります。なお、当社は監査役小林功一及び監査役今津幸子の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役田邊えり子氏の戸籍上の氏名は、有山えり子であります。
4. 取締役竹内香苗氏の戸籍上の氏名は、草刈香苗であります。
5. 監査役今津幸子氏の戸籍上の氏名は、島戸幸子であります。
6. 2023年4月1日付で、代表取締役志立正嗣氏の地位及び担当を代表取締役COO 兼 CIOに変更しております。
7. 2023年5月1日付で、代表取締役志立正嗣氏の地位及び担当を代表取締役COOに変更しております。
8. 監査役大友常世、監査役小林功一、監査役望月明彦及び監査役今津幸子の各氏は、以下のとおり財務及び会計、リスクマネジメントに関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役大友常世氏は、当社取締役としての会社経営の経験から、経営戦略やリスクマネジメント、財務及び会計における豊富な知見を有しております。
 - ・監査役小林功一氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。
 - ・監査役望月明彦氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・監査役今津幸子氏は、弁護士としてリスクマネジメントをはじめとした企業関係法務に精通しております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	担当及び重要な兼職の状況
植 木 克 己	2022年5月24日	任期満了	取締役
江 尻 隆	2022年5月24日	任期満了	監査役 ITN法律事務所シニア・パートナー 株式会社オービック社外取締役 アクセルマーク株式会社社外取締役（監査等委員）

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役及び監査役等を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」といいます。）契約を締結しております。当該D&O保険により、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、当社経営陣・取締役の報酬制度について、独立性を有した監視・監督機能を果たすべき社外取締役及び監査役を除き、株主との価値共有を促進し、説明責任を十分に果たせる客観性と透明性を備えた上で、優秀な人材を確保・維持できる水準を勘案し、健全な企業家精神の発揮を通じて、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促す報酬体系とすることを基本方針としております。

上記の基本方針のもと、取締役の個人別の報酬等の決定方針を定めており、その概要は、以下のとおりです。なお、当該決定方針は、取締役会の諮問機関であり、社外取締役が委員長を務め、社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬委員会による答申を踏まえて、取締役会決議により決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。

I 業務執行取締役の報酬方針

業務執行取締役の報酬体系は、基本報酬としての金銭報酬と、当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的とした業績連動報酬とで構成しております。

基本報酬については、代表取締役社長 兼 CEOの基本報酬を基準額とし、役職ごとに内規で定める係数を基準額に乗じて決定しております。

II 社外取締役・監査役の報酬方針

社外取締役及び監査役の報酬につきましては、監督・監査の実効性と独立性を確保する観点から、原則として基本報酬としての金銭報酬のみとしております。

III 業績連動報酬（非金銭報酬）及び基本報酬に対する割合に関する方針

当社は、業務執行取締役に対し、業績連動報酬として役員BIP信託の設定及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）の付与を実施しております。

業績連動報酬の報酬水準や基本報酬に対する割合につきましては、外部専門機関が集計・分析している報酬データベースを用いて、当社の事業規模等を考慮した客観的なベンチマークを行い、年間報酬における中長期の業績連動報酬の比率や、業績目標達成の難易度を総合的に勘案して決定しております。

本役員BIP信託の業績指標につきましては、当社が重要な経営指標としている売上高及び営業利益を1：1の比率で採用しており、業績目標の達成度により、0～150%の範囲で交付株式数を変動させたくうえで、交付することとしております。

本譲渡制限付株式報酬の業績指標につきましては、当社が重要な経営指標としている売上高及び営業利益を採用し、2025年2月期決算短信にて開示される業績目標の達成度に応じて、譲渡制限を解除するものとしております。なお、目標値は売上高1,000億円、営業利益300億円としております。

IV 報酬等の付与時期や条件に関する方針

報酬の付与時期については以下のとおりです。

報酬の種類	付与時期
基本報酬	年俸制（毎月払）
業績連動報酬	役員BIP信託 退任時
	譲渡制限付株式報酬 譲渡制限解除時

なお、役員BIP信託につきましては、所定の要件を充足した対象者に対し、当該業績連動株式報酬として、株式交付ポイントに対応する当社株式の50%について交付を受け、また残りの50%については、本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとしております。

また、譲渡制限付株式報酬につきましては、譲渡制限解除時までの在籍条件及び業績連動条件を付すこととしております。

V 報酬等の決定の委任に関する事項

・役員報酬方針の決定

当社の役員報酬方針は、指名・報酬委員会による答申を踏まえ、当社取締役会で決定しております。

・基本報酬額の決定

基本報酬につきましては、客観性・透明性を高める観点から、株主総会決議による報酬枠の範囲内にて、当社取締役会により一任された指名・報酬委員会が、当該役員の役職（役職ごとに内規で定める係数を含む）、責任、業績への貢献度を総合的に勘案し、決定しております。同委員会の構成員は、代表取締役社長兼CEO富田英揮、社外取締役田邊えり子、社外取締役馬淵邦美、社外取締役竹内香苗の各氏であります。

・業績連動報酬の決定

役員BIP信託につきましては、基本報酬とは別枠で、株主総会による決議の範囲内にて、取締役会決議により決定しております。

譲渡制限付株式報酬につきましては、基本報酬とは別枠で、株主総会による決議の範囲内にて、取締役会決議により決定しております。

VI 上記のほか報酬等の決定に関する事項

該当事項はありません。

② 当事業年度にかかる報酬等の総額等

区分	員数	基本報酬	業績連動報酬		合計
			役員BIP信託	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	7名 (3名)	240,300千円 (16,500千円)	30,784千円 (-)	- (-)	271,084千円 (16,500千円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	43,500千円 (9,000千円)	- (-)	- (-)	43,500千円 (9,000千円)
合計 (うち社外役員)	12名 (6名)	283,800千円 (25,500千円)	30,784千円 (-)	- (-)	314,584千円 (25,500千円)

- (注) 1. 当連結会計年度末の取締役の員数は6名（うち社外取締役3名）、監査役4名（うち社外監査役2名）であります。なお、上表には、2022年5月24日開催の第25期定時株主総会終結の時をもって任期満了のため選任となった取締役1名（社外取締役を除く）及び監査役1名（うち社外監査役1名）を含めております。
2. 取締役に対する使用人兼務取締役の使用人分給とは、支給しておりません。
3. 2015年5月23日開催の第18期定時株主総会において、取締役の報酬額として年額700,000千円（うち社外取締役分は年額100,000千円）以内（ただし、使用人分給とは含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち社外取締役2名）であります。
4. 上記3の取締役の報酬限度額とは別枠で、2016年5月28日開催の第19期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬等について拠出する金員の上限は、5事業年度ごとに400,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、5名であります。
5. 上記3の取締役の報酬限度額及び上記4の業績連動型株式報酬限度額とは別枠で、2021年5月26日開催の第24期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式を用いた報酬等として拠出する金員の上限は、年額900,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、4名であります。なお、譲渡制限付株式の割当てとして、前事業年度に総額541,600千円の金銭報酬債権を報酬として支給しておりますが、これは前事業年度以降の4事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額として一括で支給しているものであり、当事業年度の財務諸表に計上している株式報酬費用は144,426千円であります。
6. 2019年5月29日開催の第22期定時株主総会において、監査役の報酬額として年額100,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名（うち社外監査役2名）であります。

(6) 社外取締役及び社外監査役に関する事項 (2023年2月28日現在)

① 社外取締役に関する事項

取締役馬淵邦美氏は、ポート株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼務しております。当社は、同社の採用支援サービスを利用しており、その取引金額は第26期において4,570千円ですが、取引の内容及び同社の売上規模に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。

また、同氏は、株式会社マクアケ社外取締役、一般社団法人Metaverse Japan 共同代表理事を兼務しております。当社は、株式会社マクアケ、一般社団法人Metaverse Japanとの間に特別の関係はありません。

取締役竹内香苗氏は、SBIホールディングス株式会社の社外取締役を兼務しております。当社は、SBIホールディングス株式会社との間に特別の関係はありません。

② 社外監査役に関する事項

監査役小林功一氏は、小林公認会計士事務所の所長を兼務しております。当社は、小林公認会計士事務所との間に特別の関係はありません。

監査役今津幸子氏は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業パートナー、公益財団法人石橋財団理事、第一三共株式会社社外監査役、アルコニックス株式会社社外取締役を兼務しております。当社は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業、公益財団法人石橋財団、第一三共株式会社、アルコニックス株式会社との間に特別の関係はありません。

③ 当事業年度中の主な活動状況

社外取締役及び社外監査役の主な活動状況は以下のとおりであります。

I 社外取締役

氏名	取締役会出席状況	主な発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
田 邊 えり子	100% (13回/13回)	人材派遣事業者におけるIT部門責任者として培った高い知見を踏まえ、取締役会ではリスクマネジメントやガバナンスに関する専門的な観点から監督、助言等を行っております。また、女性ならではの視点から女性活躍推進について積極的に意見を述べております。このように、経営陣・支配株主から独立した立場で、ユーザー、クライアント、取引先、株主及び従業員の各ステークホルダーの皆様の意見を反映し適宜的確な意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
馬 淵 邦 美	100% (13回/13回)	事業会社での豊富な経験と高い見識・専門性を踏まえ、取締役会ではデジタルマーケティングや最新のテクノロジーに関して専門的な観点から監督、助言等を行っております。このように、経営陣・支配株主から独立した立場で、ユーザー、クライアント、取引先、株主及び従業員の各ステークホルダーの皆様の意見を反映し適宜的確な意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
竹 内 香 苗	100% (10回/10回)	メディアでの豊富な経験を通じた幅広い分野の社会課題に関する高い知見を踏まえ、取締役会では女性活躍推進や当社が取り組む社会課題に関して専門的な観点から監督、助言等を行っております。このように、経営陣・支配株主から独立した立場で、ユーザー、クライアント、取引先、株主及び従業員の各ステークホルダーの皆様の意見を反映し適宜的確な意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

(注) 竹内香苗氏は、2022年5月24日開催の第25期定時株主総会で取締役新たに選任され同日就任しておりますので、同日以降の当事業年度中の取締役会の出席回数を記載しております。

II 社外監査役

氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な発言状況
小 林 功 一	100% (13回/13回)	100% (13回/13回)	長年の公認会計士及び税理士としての経験を踏まえ、会社財務・会計及び投資監査に関して監査役会において適宜必要な発言をするとともに、当該結果を基にした提言を取締役に報告するなどしております。
今 津 幸 子	100% (10回/10回)	100% (10回/10回)	長年の弁護士としての経験を踏まえ、リスクマネジメントやガバナンスに関して監査役会において適宜必要な発言をするとともに、当該結果を基にした提言を取締役に報告するなどしております。

(注) 今津幸子氏は、2022年5月24日開催の第25期定時株主総会で監査役に新たに選任され同日就任しておりますので、同日以降の当事業年度中の取締役会及び監査役会の出席回数を記載しております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	49,300千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	51,550千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人からの説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会が会社法第340条第1項各号に該当すると判断した時は、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の継続監査年数等を勘案し、再任・不再任の決定を行う方針です。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」）は、内部統制システムの整備に関する基本方針を次のとおり定め、経営環境の変化等に応じて業務分掌や職務権限など不断の見直しを行い、適正かつ効率的な体制を構築いたします。

また、この基本方針は社外に公表することとし、継続的な見直しによって必要な改訂を実施し、より適正かつ効率的な体制の構築を推進するよう努めます。

（１）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、かつ社会的責任及び企業倫理を尊重して職務執行を行うことができるように、「コンプライアンス基本方針」を定め、それを全取締役及び使用人に周知徹底させております。
- ② 職務執行の公正性に関する監督機能を強化するため、取締役会に独立した立場の社外取締役を3分の1以上置いております。
- ③ 経営統括本部法務部をコンプライアンス担当部署とし、コンプライアンス体制の維持・向上を図ります。具体的には、コンプライアンスに関する知識と意識を向上させるため、法務部において定期的な研修の実施、マニュアルの作成・配布等を取締役及び使用人に対し行っております。
- ④ 法令及び定款に反する行為を早期発見し是正することを目的とする内部通報制度を整備しております。
- ⑤ 反社会的勢力との関係を一切遮断しております。これを達成するため、反社会的勢力への対応を所管する部署を人事総務本部ビジネスサポート室と定め、その対応に係る規程等の整備を行うとともに、有事には警察等の外部専門機関と連携し毅然と対応できる体制を整えております。
- ⑥ 監査役及び内部監査室は連携して、コンプライアンス体制の状況を定期的に監査し、取締役会に報告しております。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」、その他の社内規程に基づき、適切かつ確実に、検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存および管理いたします。

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「経営危機管理規程」により事業上等のリスク管理に関する体制を定めます。事業活動上の重大な事態が発生した場合には、CEO指揮下の対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応を行うとともに、損失・被害等を最小限にとどめる体制を整えます。特に、当社においては、個人情報等の取扱いに関するリスクに対して、情報管理責任部門と情報管理責任者を設置し定期的に使用人への教育と内部監査を行い、既に取得しているプライバシーマーク及びISMS適合性評価制度の認証に基づいた管理体制の維持、向上を目指しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会を月1回開催し、業務執行に係る重要な意思決定を行います。また、社内規程で定められた決裁権限に従って、CEO、COO、CBO及び本部長が慎重かつ機動的な意思決定を行います。さらに、執行役員会議及び部門長が慎重かつ機動的な意思決定を行います。さらに、執行役員会議及び部門長で構成される会議体での審議を実施し、経営課題を早期に認識することで、取締役会ならびにCEO、COO、CBO及び本部長の意思決定が効率的に行われるようにしております。

業務執行に関しては、執行役員制及び本部制を導入し、「組織規程」、「業務分掌および職務権限に関する規程」等に従うことで、効率的かつ迅速に行っております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社で定める「コンプライアンス基本方針」を当社グループに周知徹底させ、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築を目指しております。
- ② 当社から子会社の取締役または監査役を派遣し、子会社における取締役の職務執行の監視・監督を行っております。
- ③ 当社グループ会社間における取引を行う場合は、取締役会への事前報告を求め、取締役会の承認を得ることとしております。当該取引の承認にあたっては、取締役会における審議が恣意的にならないように一般の取引条件との比較検討等を行い、当社に著しく不利益なものとならないようにしております。また必要に応じて専門家に確認しております。
- ④ 内部監査室は、子会社の内部監査を実施し、その業務全般に関する適正性を確保しております。
- ⑤ 当社グループは、グループ会社経営全般に関して当社と子会社との間で定期的に会議を開催し重要な情報を共有するほか、子会社の管理に関する規程に基づき、子会社の重要な業務執行について当社が承認を行う、または報告を受けることとしております。

(6) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループの財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行っております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会または監査役の求めまたは指示により、必要に応じて、その職務の執行を補助する人員を配置しております。この場合、当該人員は監査役以外の者から指示命令を受けないよう独立性を保ち、指示の実効性を確保しております。また、当該人員の人事異動、評価等については、監査役会の意見を尊重しております。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

各監査役は、原則として取締役会に全員出席しております。取締役会においては執行役員会議等重要な会議体における審議事項について報告を行っております。また、当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす事実が発生したまたは発生する恐れがあるとき、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為や重大な不当行為等が生じたときは、直ちに書面もしくは口頭にて監査役に報告いたします。さらに、監査役はいつでも、執行役員会議等各種会議の議事録及び議事資料を自由に閲覧することができるとともに、当社グループの取締役及び使用人に報告を求めることができます。

また、内部通報制度の担当部署である内部監査室は、当社グループの内部通報の状況について、定期的に監査役に報告いたします。

(9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループの取締役及び使用人が、監査役に前項の報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないことを規定しており、適正に対応いたします。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用等の請求をしたときは、当社は、当該請求が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、当該請求に応じます。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会を月1回以上開催します。
- ② 各監査役は、監査役会とは別に、必要に応じて会議を開催いたします。
- ③ 監査役は、適時に会計監査人または内部監査室と会合を行い、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人または内部監査室に報告を求めます。
- ④ 監査役は、当社グループに関するリスク等に対して会社外部の専門家（弁護士・税理士等）との会合により報告を受けます。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況】

当連結会計年度における運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) コンプライアンス体制

- ① 当社は、「コンプライアンス基本方針」を社内掲示及び研修により周知し、浸透を図りました。
- ② 当社は、情報管理、労働法制等業務上遵守すべき事項につき、全使用人を対象にEラーニングによる研修を5回実施しました。また、取締役及び監査役を対象とした社内講演会、新入社員や新任管理職を対象としたコンプライアンス研修を実施し、受講者の属性に応じたコンプライアンス意識の向上を図りました。
- ③ 当社は、内部通報制度について、全使用人に対して通報窓口のカードを配布し周知徹底を図り、通報及び相談の状況については、監査役会へ定期的に報告し、CEO、COO、CBOまたは本部長へ報告したうえで、通報者が不利益な取り扱いを受けないよう配慮し、事実確認等の対応を実施しました。
- ④ 監査役及び内部監査室は、年間計画に基づき、連携してコンプライアンス体制の状況を監査し、四半期ごとに取締役会へ報告を実施しました。

(2) リスク管理体制

- ① 当社取締役会は、「経営危機管理規程」に基づき、事業活動上の重大な経営リスクを認識し、体制の適切な構築や運用の是正を行いました。
- ② 当社は、重点的に取り組むべき個人情報等の取り扱いに関するリスクに対して、プライバシーマーク及びISMS適合性評価制度の認証に基づき、Eラーニングによる教育の実施、及び実施結果を全社に啓発することに加え、内部監査の実施を通じ、管理体制の維持、向上を図りました。

(3) 当社グループ管理体制

当社は、当社と子会社との間で会議を適時に開催し、重要な情報を共有したほか、子会社の重要な業務執行について、当社取締役会が報告を受け、承認を行いました。

(4) 取締役の職務執行体制

定時取締役会を月1回開催し、業務執行に係る重要な意思決定を行ったほか、社内規程で定められた決裁権限に従い、CEO、COO、CBO及び本部長が慎重かつ機動的な意思決定を行いました。また、執行役員会議を毎週開催したほか、その他の会議体を開催し、取締役会ならびにCEO、COO、CBO及び本部長の意思決定の効率化を実施しました。

(5) 監査役の監査体制

- ① 監査役は、定時監査役会を月1回開催したほか、社外取締役を含めた取締役及び執行役員との会議を2回開催し当社の課題について、情報共有及び意見交換を行うことで、監査体制の強化を図りました。
- ② 執行役員会議その他重要な会議の審議事項については、常勤監査役が自ら出席したほか事務局から各監査役に対して報告し、監査の実効性を高めました。
- ③ 監査役は、適時に会計監査人または内部監査室と会合を行い、情報共有及び意見交換を行うとともに、会計監査人または内部監査室から報告を受け、監査を実施いたしました。

7 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な課題の一つとして位置づけております。配当につきましては、将来における企業成長のための投資および経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を行いつつ、中間・期末の2回に分けて実施しております。配当額の検討にあたっては、前期配当額を考慮しつつ、配当性向50%を目安としております。

なお、当社では、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年2月28日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	28,816,265	流動負債	10,476,726
現金及び預金	21,974,394	買掛金	438,312
受取手形及び売掛金	5,499,254	未払金	3,753,009
貯蔵品	8,262	未払法人税等	2,891,321
その他	1,464,160	契約負債	674,286
貸倒引当金	△129,807	賞与引当金	633,291
		契約損失引当金	82,500
		資産除去債務	12,235
		その他	1,991,770
固定資産	21,351,407	固定負債	1,448,209
有形固定資産	1,882,545	株式給付引当金	81,028
建物及び構築物	1,951,308	役員株式給付引当金	154,697
工具器具及び備品	823,927	契約損失引当金	82,500
土地	465,499	資産除去債務	463,443
建設仮勘定	6,069	その他	666,539
減価償却累計額	△1,364,259	負債合計	11,924,935
無形固定資産	8,529,650	(純資産の部)	
ソフトウェア	8,456,371	株主資本	37,125,354
その他	73,279	資本金	1,085,000
投資その他の資産	10,939,211	資本剰余金	5,142,864
投資有価証券	7,099,833	利益剰余金	32,840,235
長期貸付金	225,000	自己株式	△1,942,745
繰延税金資産	1,542,036	その他の包括利益累計額	497,876
その他	2,086,615	その他有価証券評価差額金	497,876
貸倒引当金	△14,274	新株予約権	601,507
資産合計	50,167,672	非支配株主持分	17,997
		純資産合計	38,242,736
		負債・純資産合計	50,167,672

連結損益計算書 (2022年3月1日から2023年2月28日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高	49,355,691	
売上原価	5,273,493	
売上総利益	44,082,198	
販売費及び一般管理費	32,544,030	
営業利益	11,538,167	
営業外収益		
受取利息	3,525	
持分法による投資利益	380,362	
受取保険金	4,800	
保険配当金	17,701	
助成金収入	16,119	
その他	26,391	448,900
営業外費用		
譲渡制限付株式報酬償却損	295,040	
投資事業組合等運用損	71,706	
その他	21,232	387,979
経常利益	11,599,087	
特別利益		
投資有価証券売却益	24,273	
新株予約権戻入益	3,480	27,753
特別損失		
減損損失	199,141	
投資有価証券評価損	253,090	452,231
税金等調整前当期純利益	11,174,610	
法人税、住民税及び事業税	3,784,947	
法人税等調整額	△547,215	3,237,732
当期純利益	7,936,878	
非支配株主に帰属する当期純利益	1,362	
親会社株主に帰属する当期純利益	7,935,516	

連結株主資本等変動計算書 (2022年3月1日から2023年2月28日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,085,000	4,650,102	28,742,311	△2,072,330	32,405,083
会計方針の変更による 累積的影響額			71,203		71,203
会計方針の変更を反映し た当期首残高	1,085,000	4,650,102	28,813,515	△2,072,330	32,476,287
当期変動額					
剰余金の配当			△3,908,796		△3,908,796
親会社株主に帰属する 当期純利益			7,935,516		7,935,516
自己株式の取得				△265	△265
自己株式の処分		492,761		129,850	622,612
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	－	492,761	4,026,719	129,585	4,649,066
当期末残高	1,085,000	5,142,864	32,840,235	△1,942,745	37,125,354

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	10,532	10,532	557,418	16,100	32,989,134
会計方針の変更による 累積的影響額					71,203
会計方針の変更を反映し た当期首残高	10,532	10,532	557,418	16,100	33,060,338
当期変動額					
剰余金の配当					△3,908,796
親会社株主に帰属する 当期純利益					7,935,516
自己株式の取得					△265
自己株式の処分					622,612
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	487,344	487,344	44,089	1,896	533,331
当期変動額合計	487,344	487,344	44,089	1,896	5,182,398
当期末残高	497,876	497,876	601,507	17,997	38,242,736

計算書類

貸借対照表 (2023年2月28日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	28,778,761
現金及び預金	21,936,890
受取手形	3,401
売掛金	5,495,852
貯蔵品	8,262
前払費用	1,359,964
その他	104,196
貸倒引当金	△129,807
固定資産	21,229,068
有形固定資産	1,882,545
建物	1,769,654
構築物	181,654
工具器具及び備品	823,927
土地	465,499
建設仮勘定	6,069
減価償却累計額	△1,364,259
無形固定資産	8,529,650
特許権	1,406
商標権	13,881
ソフトウェア	8,456,371
その他	57,991
投資その他の資産	10,816,872
投資有価証券	5,638,001
関係会社株式	33,312
関係会社出資金	924,888
長期貸付金	225,000
破産更生債権等	14,274
長期前払費用	946,904
繰延税金資産	1,923,329
敷金	1,087,707
その他	37,730
貸倒引当金	△14,274
資産合計	50,007,829

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	10,474,251
買掛金	438,312
未払金	3,750,534
未払費用	654,625
未払法人税等	2,891,321
預り金	98,459
契約負債	674,286
賞与引当金	633,291
契約損失引当金	82,500
資産除去債務	12,235
その他	1,238,685
固定負債	1,448,209
株式給付引当金	81,028
役員株式給付引当金	154,697
契約損失引当金	82,500
資産除去債務	463,443
その他	666,539
負債合計	11,922,460
(純資産の部)	
株主資本	36,985,984
資本金	1,085,000
資本剰余金	5,118,002
資本準備金	4,100
その他資本剰余金	5,113,902
利益剰余金	32,725,727
利益準備金	267,150
その他利益剰余金	32,458,577
目的積立金	55,125
繰越利益剰余金	32,403,452
自己株式	△1,942,745
評価・換算差額等	497,876
その他有価証券評価差額金	497,876
新株予約権	601,507
純資産合計	38,085,368
負債・純資産合計	50,007,829

損益計算書 (2022年3月1日から2023年2月28日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高	49,355,691	
売上原価	5,273,493	
売上総利益	44,082,198	
販売費及び一般管理費	32,475,550	
営業利益	11,606,647	
営業外収益		
受取利息	3,524	
受取保険金	4,800	
保険配当金	17,701	
助成金収入	16,119	
その他	26,391	68,537
営業外費用		
投資事業組合運用損	806,899	
譲渡制限付株式報酬償却損	295,040	
その他	21,232	1,123,172
経常利益	10,552,012	
特別利益		
投資有価証券売却益	24,273	
新株予約権戻入益	3,480	27,753
特別損失		
減損損失	199,141	199,141
税引前当期純利益	10,380,625	
法人税、住民税及び事業税	3,784,947	
法人税等調整額	△677,013	3,107,933
当期純利益	7,272,691	

株主資本等変動計算書 (2022年3月1日から2023年2月28日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					目的積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,085,000	4,100	4,621,140	4,625,240	267,150	55,125	28,968,352	29,290,627
会計方針の変更による 累積的影響額							71,203	71,203
会計方針の変更を反映 した当期首残高	1,085,000	4,100	4,621,140	4,625,240	267,150	55,125	29,039,556	29,361,831
当期変動額								
剰余金の配当							△3,908,796	△3,908,796
当期純利益							7,272,691	7,272,691
自己株式の取得								
自己株式の処分			492,761	492,761				
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	492,761	492,761	-	-	3,363,895	3,363,895
当期末残高	1,085,000	4,100	5,113,902	5,118,002	267,150	55,125	32,403,452	32,725,727

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△2,072,330	32,928,537	10,532	10,532	557,418	33,496,487
会計方針の変更による 累積的影響額		71,203				71,203
会計方針の変更を反映 した当期首残高	△2,072,330	32,999,741	10,532	10,532	557,418	33,567,691
当期変動額						
剰余金の配当		△3,908,796				△3,908,796
当期純利益		7,272,691				7,272,691
自己株式の取得	△265	△265				△265
自己株式の処分	129,850	622,612				622,612
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			487,344	487,344	44,089	531,434
当期変動額合計	129,585	3,986,242	487,344	487,344	44,089	4,517,677
当期末残高	△1,942,745	36,985,984	497,876	497,876	601,507	38,085,368

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年4月13日

ディップ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石井	伸幸
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	植草	寛

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ディップ株式会社の2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ディップ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年4月13日

ディップ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石井 伸幸
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	植草 寛

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ディップ株式会社の2022年3月1日から2023年2月28日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、法務部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、事業の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について、定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が、独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について、検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2023年4月14日

ディップ株式会社 監査役会

常 勤	監 査 役	大 友 常 世	Ⓔ
社 外	監 査 役	小 林 功 一	Ⓔ
監 査	役	望 月 明 彦	Ⓔ
社 外	監 査 役	今 津 幸 子	Ⓔ

以上

■ 株主メモ

事業年度 3月1日～翌年2月末日

定時株主総会 毎年5月

基準日 2月末日

公告掲載方法

電子公告により、当社ホームページに掲載いたします。

(<https://www.dip-net.co.jp/>)

なお、やむを得ない事由により、電子公告できない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。

株主名簿管理人特別口座の口座管理機関

三菱UFJ信託銀行株式会社

同お問い合わせ先

東京都府中市日鋼町1-1

同郵送先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

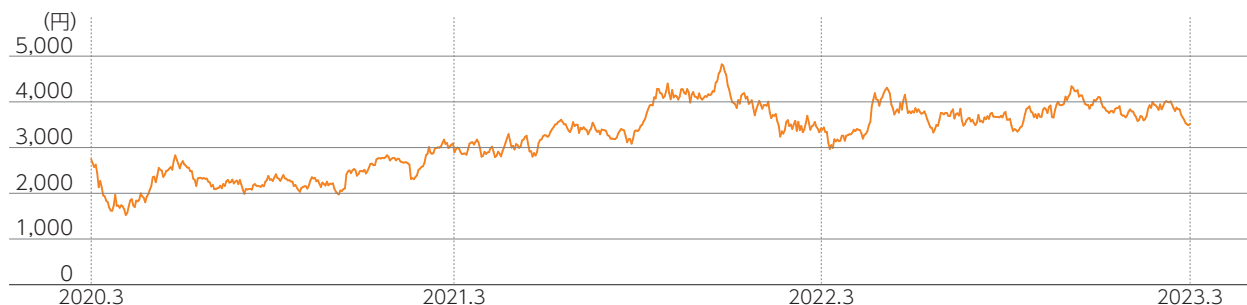
☎ 0120-232-711 (通話料無料)

〒137-8081

新東京郵便局私書箱第29号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

■ 株価チャート (2020年3月～2023年2月)



株主優待制度について

株主の皆様の日頃のご支援に感謝するとともに、当社株式への投資の魅力を高め、多くの方々に中長期的に保有していただくことを目的に株主優待制度を設けております。

基準日	保有株式数	優待内容
2月末・8月末	100株以上～500株未満	オリジナルQUOカード (500円相当)
	500株以上	オリジナルQUOカード (1,000円相当)



株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー49階
六本木アカデミーヒルズ「タワーホール」

交通

地下鉄

- 東京メトロ日比谷線 六本木駅
(メトロハットへ直結)
会場まで徒歩約5分
- 都営大江戸線 六本木駅 (3番出口)
会場まで徒歩約10分

バス

- 都営RH01系統バス／渋谷～六本木ヒルズ
「六本木ヒルズ」下車
会場まで徒歩約5分
- 都営01系統バス／新橋～渋谷
「EXシアター六本木」下車
会場まで徒歩約10分

※ 駐車場はご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

※ メトロハットは地下1階から2階までの直通エスカレーターによる六本木ヒルズ専用出入口です。日比谷線六本木駅下車の場合は、こちらをご利用下さい。バス・大江戸線六本木駅下車の場合は、六本木ヒルズ内の階段・エスカレーターにて、2階にお上がり下さい。



六本木ヒルズ森タワー49階
六本木アカデミーヒルズ「タワーホール」



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

